

平成19年第7回（10月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 10月22日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第81号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について	3
議案第82号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について	6
議案第83号 工事請負契約の締結について（夕風の橋改修工事）	8
議案第84号 工事請負契約の締結について（松本地区農業集落排水施設災害復旧工事）	9
閉 会	12
署 名	13

第 1 号

(10 月 22 日)

平成19年第7回(10月)出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成19年10月22日(月曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第81号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算(第7号)について
 - 第 4 議案第82号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について
 - 第 5 議案第83号 工事請負契約の締結について(夕風の橋改修工事)
 - 第 6 議案第84号 工事請負契約の締結について(松本地区農業集落排水施設災害復旧工事)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	高橋速円	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

○議長（南波榮一） ただいまから平成19年第7回出雲崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） 本日の日程は、お手元にお配りしました議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南波榮一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、日山正雄議員及び9番、山崎信義議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（南波榮一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎議案第81号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（南波榮一） 日程第3、議案第81号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第81号につきまして説明を申し上げます。

今回の予算補正で、歳出のうち主なものは、6款農林水産業費、林業振興費で県単林業事業の2路線分の追加を計上いたしました。

7款商工費、天領の里管理費におきましては、西山高速インター付近に設置している天領の里案内看板が土地改良工事により移転を求められておりますので、その移設関係経費を計上いたしました。

8款土木費におきましては、道路新設改良費において、本年度予定していた2路線分の工事費の

減を、また補助災害に該当しない箇所について、地方道路交付金事業として小木常楽寺線、豊橋線ほかを計上しました。

12款諸支出金におきましては、条例に基づく災害弔慰金事業の一つである災害援護資金貸付金を計上いたしました。

14款災害復旧費におきましては、道路橋梁災害復旧費で災害査定測量設計業務委託料の追加を、また林業施設災害復旧費では林道災害査定概要書作成委託料を追加計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、国庫、県支出金、基金繰入金、町債を予算計上いたしました。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出にそれぞれ1,226万円を追加いたしまして、予算総額を42億4,575万2,000円といたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足説明をさせていただきます。

歳出、265ページをお願いいたします。まず、歳出、総務費関係でございますが、消耗品追加、これは年賀状の追加でございます。地震でご支援いただいた方々というふうなことで、年賀状の消耗品ということで追加を計上していたします。

6款につきましては、林業振興費、町長の説明のとおりですが、県単事業というふうなことで、歳入で県支出金で補助率45%以内ということで歳入に計上してございます。

次に、7款、266ページ、商工費でございます。天領の里の案内看板につきましては、町長の説明のとおりですが、財源といたしまして天領の里運営基金から繰り入れというふうなことで予算計上してございます。

8款土木費につきましては、人件費の組み替えというふうなことで、地方道路交付金事業の事務費対象とするというふうなことで、土木総務費から道路橋梁総務費に組み替えているというふうなことでございます。

続きまして、267ページ、道路新設改良費の中の工事費の部分でございますが、これも町長の説明のとおり、地方道路交付金事業につきましては、これ新規でございますが、国庫補助災害で採択とされない部分を地方道路交付金事業というふうなことで対応するというふうなものでございます。

続きまして、268ページ、12款諸支出金でございます。初めてのケースになりますが、災害援護資金貸付金というふうなことで、これ出雲崎町災害弔慰金の支給に関する条例というのがございます。その第12条で災害援護資金の貸し付けというふうな部分に基づいてのものでございます。今回の部分は170万円でございます。これ地震により半壊の方、これ170万円を上限として貸し付けできるというふうなことで、全壊ですと250万円となりますが、現在1件ご要望があるというふうなことで、

これは据え置き3年、10年以内に償還というふうなことで、据え置き3年期間中は無利息と、利子がかからないというふうなことです。目的は、これ住宅に関係なく生活の立て直しすべてに対応できる資金というふうなことでございます。この財源的には歳入で県からの貸付金というふうなことで、町のほうで長期になりますので、町債というふうな扱いになりますが、県の貸付金を受けて、それをここから貸し付けるというふうなことでございます。

次に、14款の災害復旧費、公共土木農林水産施設につきましては町長の説明のとおりでございます。

歳入、263ページをお願いいたします。国庫支出金の土木費国庫補助金につきましては、地方道路交付金というふうなことで、一応補助率は55%以内というふうなことでございます。その残りにつきまして、該当するものは過疎債を充てるというふうなことにしております。

続いて、県支出金につきましては、これは林道2路線分の45%補助の部分でございます。

19款繰入金につきましては、財政調整基金を1,100万円今回繰り入れております。19年度の現在予算上の取り崩しは3億1,100万円というふうになっておりますので、現状のままですと19年度末で10億6,000万円ぐらいというふうなことでございます。

続いて、264ページ、町債の部分についてでございますが、土木債、これは町道上中条米田線と六郎女線の工事を減した分に影響される部分でございますが、ただこれにつきまして、全額ではなくて地方道路交付金事業の補助残の部分に差額分を回している部分でございますので、全額減とはなっておりません。それと、民生債、これは先ほどの貸付金の関係で県からの貸付金というふうなことで、その部分町債を起こしているというふうなものでございます。

あと、260ページ、第2表、地方債の補正につきましては、災害援護資金県貸付金というふうなことで、新規に町債というふうなことで追加してございます。また、過疎債分の変更をのせてございます。

それと連動いたしまして、270ページの最後のページの起債の調書でございますが、災害援護資金県貸付金はこれ民生債に整理してございまして、そこに計上しております。

以上で補足説明終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、田中議員。

○5番（田中 元） 今説明ありました268ページ、支出のほうです。170万円の中越沖地震の貸付金がありますが、これは住宅の災害が半壊以上に対象になるのか、それとも先ほど住宅だけではなくという説明ございましたので、一般のほかの場合でもこの貸付金は対象になるのですか。その辺だけちょっと詳しく説明していただければありがたいのですが。

○議長（南波榮一） 総務課長。

○総務課長（山田正志） たまたま今回地震というふうなことでケースの場合になりますと、その

対象となるものが住居が半壊した場合とか、住居が全壊した場合、ただ水害なんかの場合ですと住居全体が流出した場合、そんなふうなケース、いろんなケースが災害の場合出てくるかと思います。今回170万円というのは地震で住居が半壊した場合のケースに当てはまるというふうなことで、170万円の貸し付けができるということ。ただし、それを使える範囲というのは住居だけではなくて、生活全般について170万円使えるということとして、建物を直すために170万円使うのではなくて、当座の生活、いろんな部分が出るかと思います。それにこの資金を利用することができるというふうなことでございます。

○議長（南波榮一） 田中議員。

○5番（田中 元） あくまでも地震対応ですね。

○総務課長（山田正志） そうです。

○5番（田中 元） 半壊以上でないといけないということですね。

○総務課長（山田正志） もちろんそういうことです。

○議長（南波榮一） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
について

○議長（南波榮一） 日程第4、議案第82号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第

5号) についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第82号につきまして説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、神条1号ポンプ場が中越沖地震により被災を受けていたものを災害復旧工事として国の補助金を受けて復旧するための工事関係費を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれの補正額は840万円を追加し、予算総額を2億9,536万6,000円とするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出から説明いたします。266ページをご覧ください。11節は、補助事業の事務費に充てる費用でございます。15節は、神条1号ポンプ場の災害復旧工事費でございます。

資料を添付いたしました。1ページの図面をご覧ください。地震による基礎地盤の不同沈下により木造建屋と内部のろ過装置が傾斜しております。木造建屋におきましては、高いところと一番下がったところで24センチほどの高低差が生じておりますし、内部のろ過器につきましても11センチの高低差が生じておりまして、両方とも斜めに傾斜しているという状態でございます。ですので、この建屋並びに内部のものを一度解体いたします。その後、地盤改良を行いまして、建屋と内部設備を再築するという内容で査定申請をいたす予定でございます。

それから、予算書に戻りまして、265ページの歳入でございますけれども、歳出に要する財源としてご覧のとおり6款、8款で追加をさせていただいておりますし、新たに9款国庫支出金を計上させていただきました。

また、263ページの第2表、地方債補正でございますが、簡易水道施設災害復旧債を480万円追加させていただくことによりまして、補正後の限度額が1,080万円となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元） 今基礎も全部路盤改良するというふうなご説明ですが、これについては耐震関係のやはり路盤改良はある程度のところ見るのですか、それとも今までの慣例的な路盤改良になりますか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（南波榮一） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 地震による液状化と思われるような状況で地盤が下がりました。ですので、

このたびは地質の調査を行いまして、木造の建物で支持地盤がとれる深さまでおおむね6メートル40ぐらいになりますけれども。失礼しました。6メートル25センチの通常の地盤改良行うという形の中で復旧申請をしておりますので、地震に対する対策もあわせてできるというふうに考えております。

○議長（南波榮一） 5番、田中議員。

○5番（田中 元） 建物はわかりましたが、今建屋の中の構造物のことも同じ考え方でいいのですね。

○議長（南波榮一） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 内部のものにつきましても、木造ですけれども、一度崩してまた建て直しますので、今の木造に対する耐震といいますか、接合金物とかそういったものを使った中で地震に対するやり方、あるいは設備につきましても同様に対応していきたいと思っております。

○議長（南波榮一） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号 工事請負契約の締結について（夕風の橋改修工事）

○議長（南波榮一） 日程第5、議案第83号 工事請負契約の締結について（夕風の橋改修工事）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第83号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

夕風の橋改修工事につきましては、町建設工事指名業者選定委員会の答申を踏まえ、町内外10業者を指名し、10月17日に指名競争入札を執行いたしました。入札の結果につきましては、株式会社櫛谷組中越営業所が落札し、同日、契約金額1億279万5,000円で工事請負仮契約を締結いたしました。仮契約を本契約するための地方自治法並びに町条例の規定に基づきまして町議会の議決を求めらるるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第83号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号 工事請負契約の締結について（松本地区農業集落排水施設災害復旧工事）

○議長（南波榮一） 日程第6、議案第84号 工事請負契約の締結について（松本地区農業集落排水

施設災害復旧工事)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第84号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

松本地区農業集落排水施設災害復旧工事につきましては、7月の新潟県中越沖地震で農村下水道の管路施設が被災したもので、9月に国の災害査定を受けております。

本件の入札に当たりましては、去る9月28日に町建設工事指名業者選定委員会の審議を踏まえ10業者を指名し、10月17日に指名競争入札を執行いたしました。入札の結果につきましては、有限会社棚橋組が落札し、同日、契約金額5,292万円で工事請負仮契約を締結いたしました。仮契約を本契約とするため、地方自治法並びに町条例の規定に基づきまして町議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(南波榮一) 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長(玉沖 馨) ただいま町長の説明のとおりでございますが、資料といたしまして2ページのところに工事平面図を添付いたしました。この工事につきましては、町道山谷小釜谷線沿いに被災箇所を1件にまとめました関係で復旧延長が740.5メートル、工事費が5,000万円を超えたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長(南波榮一) これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、田中元議員。

○5番(田中 元) 今のこの平面図見ますと小釜谷まで行っていますが、松本地区の農業集落排水事業となりますと当然大釜谷線があるのですが、これは別査定で別の工事でやるようになるのですか。同じ工区の中で一括でやらなかったことに対する根拠はどういうことですか。

○議長(南波榮一) 建設課長。

○建設課長(玉沖 馨) 前回の災害でもそうですけれども、ある程度工事の発注の大きさというのを考えながら、1つの工事をどのくらいのものにするかということで工区分けをさせていただいておりますし、査定するときもそういう内容で説明をしております。これが例えば今回松本地区の農業集落排水は大変大きな被災を受けておりますが、松本地区なので1つで申請しますということになりますと、そこだけで例えば2億円ぐらいの申請工事規模になってしまうと。2億円の工事をするには、どうしても標準工期を考えますと1年ぐらいはかかってしまうというような現実がございますので、5カ月前後ぐらい、ことしの3月末あたりを念頭に置きながら、5カ月、6カ月以内で工事が終わるぐらいの規模ということで工区分けをさせていただいておりますので、大体お話、大釜

谷の工区、あるいは松本の工区におきましても3,000万円とか、4,000万円とか、そういった規模になっております。たまたまこの今回の物件が少し延長がまとまったものですから、5,000万円という金額を超えた工事発注になったということで、このたびの議決をお願いするというものでございます。

○議長（南波榮一） 8番、日山正雄議員。

○8番（日山正雄） 今の説明で来年3月をめどにということですがけれども、今お話にございますように延長が長いために工事額も大きいわけですがけれども、この1業者、これは元請ですから、下請業者使われるのかどうか分かりませんが、冬を目がけていくに余り、先ほどちょっと話もございましたように余り大きくしなくて、業者を広く入れて短期間にできることがいいのかなんて感じているのですけれども、今後そういう考え方でいかれるのかなと、こう思うのですけれども、自分の考えからいくとやっぱりそんなふうには、夏場であれば幾ら期間が長くなってもいいのかなと、こう思うのですけれども、これはもう決定したことです。いいですが、今後そういうような考え方の中で、できたら短期間に終わる方法を考えながら入札していただければありがたいかと、そんなふうには思っております。

それと、先ほどのもちっと聞き忘れたのですが、大体入札率がどんなだったのかなというのちよっとお聞きをしたいのですが。

○議長（南波榮一） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 夕風の橋につきましては、落札率77.4%でございました。それと、松本地区の農排の工事関係は93.3%でございました。

○議長（南波榮一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第7回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午前 9時57分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 南 波 榮 一

署名議員 日 山 正 雄

署名議員 山 崎 信 義